

## 災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の 要請に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と株式会社上田ケーブルビジョン（以下「乙」という。）と丸子テレビ放送株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害及び武力攻撃事態その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙及び丙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第57条の規定に基づき、乙及び丙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙及び丙に対し放送を行うことを求めるときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙及び丙に対し放送を求めることができる。

### （要請の手続き）

第3条 甲は、乙及び丙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送の要請を行うものとする。

（1） 放送要請の理由

（2） 放送事項

（3） その他必要な事項

2 前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

### （臨時災害放送局の開設）

第4条 甲は、乙及び丙が行うラジオ放送が住民への災害情報の伝達に有効と判断される場合は、乙及び丙に対し臨時災害放送局の開設及び運営を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲に対し臨時災害放送局の開設及び運営に関する人的及び物的支援を行うものとする。

3 乙及び丙は、臨時災害放送局の運営に関し、可能な範囲においてあらゆる放送手段を講じるものとする。

4 開設する場合の免許主体及び事業主体は、甲とする。

### （災害情報の提供）

第5条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙及び丙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努めるものとする。

### （放送の実施）

第6条 乙及び丙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

2 乙及び丙は、甲の保有する国から災害等の情報を受信する装置を通じて提供を受けた次の各号に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、放送を実施するものとする。

- (1) 市民に避難等の危険回避行動を求める情報
- (2) 市民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報
- (3) その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

(連絡責任者等)

第7条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲、乙及び丙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は平成25年11月20日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 25 年 11 月 20 日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一

乙 長野県上田市中心六丁目12番6号

株式会社上田ケーブルビジョン

上記代表者 代表取締役社長 中沢 利樹男

丙 長野県上田市上丸子1572番地6

丸子テレビ放送株式会社

上記代表者 代表取締役社長 池田 宏